

平成 1 8 年度 第 3 回

久留米市国民保護協議会会議録

日 時 平成 1 8 年 1 1 月 2 7 日 (月) 午後 3 時 ~

場 所 久留米ビジネスプラザ 大ホール

会長

江藤 守國

出席委員（41名）

川畑 仁、北原 康則、馬場 満、島崎 憲五、末永 孝男、蔦野 賢次、坂本 正憲
柴田 好之、石川 集充、板谷 克之、岩橋 勝幸、柿本眞左子、坂田 博春、櫛原 利則
橋本 政孝、長谷 信博、中園 雄介、三小田一郎、矢羽田憲司、藤井 一郎、二又 大榮
下川 岩夫、栗原 伸夫、吉田 帰命、大久保博治、金丸 憲市、森 多三郎、甲斐田義弘
坂井 政樹、秋山敬次郎、前川 博、丸田 宏幸、古賀喜美子、岡 リツ子、武藤 仕
安達 康子、秋山 恵、石井 重敏、相園 政治、緒方 常喜、柏原 健二

代理出席委員（3名）

井山 聡、平嶋 實、稲益富支典

欠席委員（5名）

鎌田 康秀、甲斐 祥一、天野 博史、白石 勝洋、寺崎いわお

事務局

総務部次長	佐藤 興輔
総務部生活安全推進室長	道井 清太
総務部生活安全推進室主査	澤水 秀俊
総務部生活安全推進室	高尾 兼司

事務局（佐藤興輔）

定刻となりましたので、ただ今から「第3回久留米市国民保護協議会」を開催したいと思います。

本日は、皆様にはいろいろとご多用中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日の協議会の司会進行を努めさせていただきます総務部次長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

まず最初に、久留米市国民保護協議会会長であります江藤市長がごあいさつを申し上げます。

会長（江藤守國）

本日は、大変お忙しい中、久留米市国民保護協議会にご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、皆様方には、日頃から防災対策や危機管理の推進に当たりまして、格別のご理解、ご協力を受け賜っておりますことに、この機会に深く感謝申し上げる次第でございます。

本日の協議会は、これで第3回目となるわけですが、5月に開催をいたしました第1回目の協議会では、市の計画を作成する上での基本的な考え方についてご説明をいたしましたところでございます。その後、関係機関と協議し、ご意見を伺いながら計画素案を作成いたしまして、先ず幹事会で協議していただいた素案を、第2回目の協議会でご提示をいたしましたところでございます。

その後、第2回目の協議会で審議された内容を基に、再度幹事会で素案を協議していただき、また10月には、パブリックコメントにより市民の皆様からご意見を伺い、さらに県からのご意見を十分踏まえまして修正を行ったところでございます。本日の協議会では、こうした修正点を中心にご説明を申し上げまして、協議が整いましたら、当協議会の最終的な計画案として答申をしたいと考えているところでございます。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

どうぞ宜しくお願い致します。

事務局（佐藤興輔）

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては、久留米市国民保護協議会条例第4条第1項の規定に基づき、江藤会長にお願いいたします。

会長（江藤守國）

議題に入ります前に、先ず報告事項の「市国民保護計画(案)の作成経過について」及び「市国民保護計画(素案)への意見募集の結果について」事務局より、一括して説明をさせたいと考えております。事務局の説明をお願いします。

事務局（道井清太）

計画案の作成経過について、ご説明いたします。

本日配布しております資料1をお願いいたします。

先ず、一番上の箱の協議会ですが、先ほど会長が言われましたように第1回を5月22日に開催し、計画を作成する上での基本的考え方や構成について、ご説明し、ご承認をいただいたところです。その後関係機関と協議を行い、計画素案を作成し、8月22日開催の幹事会で素案を審議していただき、それを受けて8月29日の第2回協議会で素案を審議していただいたところです。

その審議の内容ですが、第1点目として「運送事業者」について、第2点目として消防団の「避難命令」について、第3点目として「社会的弱者」について、第4点目として「県からの指摘事項」についてのご意見がございました。この御意見に対する対応については、後ほどご説明させていただきますが、これらの御意見を踏まえ、パブリックコメントを実施する前にもう一度、幹事会で素案の審議をしていただきたいとのことでした。そこで、9月22日に第2回幹事会を開催し、再度素案の審議を行ったところです。

その後、素案についてのパブリックコメントを10月3日から11月1日まで実施し、パブリックコメントを踏まえて計画案を作成し、11月21日の第3回幹事会で計画案を審議していただき、それを受けて本日の協議会開催の運びとなったわけでございます。

次に、計画素案への意見募集結果について、御説明いたします。

このパブリックコメントですが、市では、市民の市政への参加の機会を拡充し、市民への説明責任を果たすと共に、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、要綱を制定し、平成15年9月から施行しているところでございます。この手続は、計画や条例など政策を立案する過程において、その原案や参考となる資料を公表して、広く市民の方々から意見を募集し、寄せられたご意見を参考にしながら意思決定を行うとともに、ご意見に対する考え方を公表するものでございます。

久留米市国民保護計画(素案)につきましても、この要綱に従いまして、10月3日から11月1日まで、市のホームページでの公開や総務部生活安全推進室、1階にございます行政情報センター、各総合支所及び各市民センターで資料の閲覧を行い、市民の皆様から計画(素案)に対して、広く意見等を募集したところでございます。パブリックコメント期間中に寄せられました意見等の提出者と件数につきましては、資料を事前に送付しておりますが、個人10人、93件の意見等が寄せられたところでございます。

意見への対応状況につきましては、趣旨や提案を反映して計画(素案)を見直すもの2件、これは同じ意見です。趣旨を今後の取組の中で反映していくもの20件となっております。個別の意見等に対する具体的な説明につきましては、事前に送付させていただいており、省略させていただきますが、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理したものを資料としてお配りしております。

なお、この市の考え方については、文言や字句をもう一度整理し、後日、市のホームページへの掲載や1階にございます市行政情報センターなどで資料の閲覧を行い、市民の皆様にも広く公表を行うこととしております。

以上説明を終わります。

会長（江藤守國）

ただ今の「市国民保護計画（案）の作成経過について」及び「市国民保護計画（素案）への意見募集の結果について」につきまして、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

委員 （なし）

会長（江藤守國）

特にないようでしたら、次に進めさせていただきたいと思います。

本日の議題でございますが、「久留米市国民保護計画(案)について」、「久留米市国民保護計画(案)の答申について」の2つでございます。

まず初めに、久留米市国民保護計画(案)について、前回協議会で計画素案をお示しいたしておりましたが、修正内容について御審議いただきたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

事務局（道井清太）

前回の協議会において、素案を審議していただいたわけですが、その審議内容として、第1点目に、「運送事業者」という包括的な表現では、「貨物」と「旅客」の区別がはっきりしない。「人」と「物」を明確にすべきではないかとのご意見がありました。これを受けまして、最初に計画案の10ページをお願いします。この「指定公共機関および指定地方公共機関」の一覧表を福岡県国民保護計画に準じて、機関の名称を包括的に表現するとともに「運送事業者」を「旅客運送事業者」と「貨物運送事業者」に区分しております。

なお、指定地方公共機関の一覧表は、資料編に掲載しております。

それから、82ページをお願いします。(12)の避難住民の運送の求め方の中で、1行目の及び3行目の「運送事業者」の前に「旅客」を追加しております。それから、90ページをお願いします。(4)の緊急物資の運送の求めの中で、「運送事業者」の前に「貨物」を追加しております。

第2点目として、61ページをお願いします。

久留米市国民保護対策本部事務分掌の表中、総合支所対策本部消防団班の事務分掌9の「避難命令」を「避難の指示」または「避難の勧告」にすべきではないかとのご意見がありました。地域防災計画を所管しております都市建設部と協議いたしまして、「避難命令」を「避難の指示」と修正しております。これに関連して、60ページをお願いします。消防本部対策部消防署班の事務分掌5の「避難命令」を「避難の指示」と修正しております。また、消防団対策部消防団班の事務分掌9の「避難命令」を「避難の指示」と修正しております。

第3点目として、5ページをお願いします。6の項目名の「高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保」の中で、社会的弱者への対応を記載しているが、社会的弱者としては、「乳幼児」の記載も必要ではないかとのご意見がありました。これを受けまして、「障害者」の後に「乳幼児」を追加しています。これに関連して、同じページ6項目(1)の1行目、41ページ1項目(3)の項目名、同じページ1項目(3)の1行目など、「乳幼児」を追加している箇所は、合計で13箇所ございます。本日お配りしております第2回幹事

会資料の素案新旧表にすべて掲載しておりますので、後の箇所については省略させていただきます。

第4点目として、県の指摘事項がありますが、合計82箇所ありますので、主な修正箇所について、ご説明いたします。

まず、29ページをお願いいたします。平素からの備えとして、関係機関との連携整備において3項目(2)「消防本部との協議等」を新たに加えております。

これについては、国民保護計画の作成において、改めて、消防本部と十分協議することを明確化しているものです。

次に、41ページをお願いいたします。2項目「避難実施要領のパターンの作成」(1)の末尾に災害要援護者の避難方法への配慮等に関する記述を追加しております。

次に、85ページをお願いいたします。5項目「大都市における住民の避難等」を新たにこの項目を追加しております。これについては、当初の計画素案には、無かった項目でありましたが、久留米市は人口305千人を有する県南の中核都市であることなどから、久留米市として必要である項目として、県から指摘があったものです。

次に、103ページをお願いいたします。1項目「武力攻撃原子力災害への対処」についてですが、県内に原子力事業者が存在しないという県国民保護計画に合わせて、放射性物質を取り扱う事業所に関する記述の追加、「原子力防災管理者」を「放射性物質管理者」に変更をしているところです。

以上が前回の協議会からご意見を伺って修正事項及び県からの主な指摘事項です。

その他、幹事からのご意見として、43ページをお願いいたします。2行目ですが、路線バスの後に「トラック」を、また、末尾に積載量を追加しているところです。

最後にパブリックコメントを受けての修正事項ですが、事前に送付しております資料の「計画素案への意見募集の結果」をお願いいたします。10ページのナンバー51をお願いいたします。「本文41ページに記載されている「要援護者」に妊産婦、病弱者を入れること。」とご意見がっております。

また、13ページのナンバー75をお願いいたします。「本文109ページの(1)に記載されている「特に配慮を要する者に女性(特に妊産婦)病弱者を挿入すること。」との意見がっております。これを受けまして167ページの資料編「9 用語の定義」における災害時要援護者に「妊産婦」を加えているところです。以上で、修正点の説明を終わります。

会長(江藤守國)

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

委員 (なし)

会長(江藤守國)

何もないようでしたら、お諮りいたします。議題(1)久留米市国民保護計画(案)につきましては、原案を了承したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 (了承)

会長（江藤守國）

ご異議がないものと認めまして、この協議会として承認とさせていただきます。
次に「久留米市国民保護計画(案)の答申」について、御審議いただきたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

事務局（道井清太）

それでは、久留米市国民保護計画(案)の答申について、ご説明いたします。国民保護法第39条第3項の規定に基づきまして、平成18年5月22日付けで久留米市長から当協議会に諮問がありました「国民の保護に関する計画」につきましては、これまでの当協議会での審議結果を踏まえ、計画案のとおり承認し、別紙2のとおり久留米市長に答申することをご提案申し上げたいと思います。以上でございます。

会長（江藤守國）

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

委員（なし）

会長（江藤守國）

よろしいでしょうか。それでは、「久留米市国民保護計画(案)の答申」につきましては、別紙のとおり久留米市長に対しまして、この久留米市国民保護協議会から答申するということがよろしいでしょうか。

委員（了承）

会長（江藤守國）

ご異議がないものと認めまして、そのような取扱いとさせていただきたいと思います。
以上をもちまして、本日予定しておりました議事等につきましては、全て終了いたしました。
全体を通しまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員（なし）

会長（江藤守國）

意見、ご質問等ないようでしたら、会議の終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げます。
皆様のご協力をいただきまして、ほぼスケジュールどおりに、この計画案をまとめることができました。厚くお礼を申し上げます。

本日ご承認をいただきました計画案につきましては、県に対して正式に協議を行いまして、今年度中に計画として正式に決定することになります。皆様方には、国民保護法の施行以来、これまで多大なご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

久留米市国民保護計画は市の計画ではありますが、その内容は協議会構成の関係機関をはじめとして、関係する全ての機関の連携協力のお蔭で策定されたものであり、今後も国民保護措置に係る研究等を行いながら、充実した内容にしたいと考えております。

また、市といたしましては、この計画に基づき、平素から国民保護措置の実施に必要な体制を整備していくこととしておりますので、委員の皆様には、今後ともご協力方、宜しくお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

事務局（佐藤興輔）

委員の皆様におかれましては、本日は、お忙しいところ、慎重審議大変ありがとうございました。

これをもちまして、第3回久留米市国民保護協議会を閉会したいと思います。

お疲れ様でした。